

うるおいとせせらぎの河原町通り住民協定

(目的)

第1条 この協定は、河原町通りを緑と川とせせらぎが調和した、うるおいのある住環境ときれいな水環境を守り育て、21世紀の子供たちに手渡すことを目的とします。

(名称)

第2条 この協定の名称は、「うるおいとせせらぎの河原町通り住民協定」とします。

(協定区域)

第3条 この協定の適用となる区域は、協定書末尾に添付する地図に示す区域とします。

(協定の締結)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者及び建物の所有者並びに賃借人等の概ね3分の2以上の合意により締結します。(以下協定を締結した者を「協定者」といいます。)

(有効期限)

第5条 この協定の有効期限は、協定締結後10年間とし、期間満了前に協定区域内の協定者の過半数から廃止についての申出書がなかった場合は、更に10年間延長されるものとし、その後の期間満了時についても同様とします。

(運営委員会)

第6条 この協定の運営に関する事項を処理するために、協定運営委員会を設置します。

2 委員会のメンバーは、河原町街路推進委員会の委員で構成します。

3 委員会は、次の役員を置きます。

委員長 1名

副委員長 2名

幹事 3名

4 委員長は、委員会を代表しこの協定事項を総括推進します。また、副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、これを代理します。

5 幹事は、協定事項の運営と対応にあたります。

6 委員及び役員の任期は、3年とし再任をすることができます。

(会議)

第7条 委員会の会議は、総会及び幹事会とし必要に応じて委員長が招集します。

(総会)

第8条 総会は、協定者の3分の2以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議案の可決とします。

2 総会では、次の事項を審議します。

(1) 協定事項の改廃に関する事項

(2) その他委員長が必要と認める事項

(協定事項)

第9条 協定の目的を達成するために、私たちは次の事項を守り、相互に連携協力してこのまちづくりに努めます。

1、道路・河川及び公園に関する基準

- ア) 道路側(玄関先等)の民有地や空き地には、樹木や花を植えて緑の豊富な住環境の形成をはかりましょう。原則として樹木なら1本以上、草花類は1㎡以上を設置するものとします。
- イ) 地域にある河川には、米の磨ぎ水や油や洗濯水等を流さないようにし、水草や魚がすめる環境づくりをしよう。
- ウ) 協定地区内の道路、河川、公園、その他公共的空間の緑化や景観を高める事業を行い、協定者自ら参加するものとします。
- エ) 河川改修には、自然石を使用してせせらぎのイメージを大切にしよう。
- オ) 道路沿線や水辺や公園などを清潔に保つようにし、街路樹や公園樹などの管理や清掃を月に1度は協力して行いましょう。
- カ) 電柱類は、原則として民地へ設置するようにしましょう。

2、建築物に関する基準

- ア) 建物の形態は、切妻風もしくは勾配屋根にしましょう。
- イ) 建物の階数は、2階以下とし、高さは10m以下としましょう。
- ウ) 色彩は、ベージュ系かグレー系とし、ケバケバしい色は避けましょう。

3、広告物・屋外設置物類に関する基準

- ア) 個人所有の広告物及び屋外設置物は、道路・公園にはみ出したり、置かないこととします。
- イ) 自家用の広告物(会社名・商店名・商標などこれに類するものを含む)以外は、設置しないこととし、数量・大きさは必要最小限とします。
- ウ) 点滅及び動く広告物は、原則として設置しないようにします。
- エ) 建築物に設置する場合、屋根・屋上には取り付けないこと。また、建物から独立した広告物の高さは8m以下とし、表示総面積は8㎡以内とします。
- オ) 形状・色彩及び意匠は、ケバケバしい印象を与えないように配慮しよう。
(推薦色・白系、青系、緑系、茶系)
- カ) 自動販売機は、景観に配慮して色彩に工夫するとともに、青少年に悪影響が心配される成人向けの雑誌・ビデオ・カード類などは設置しません。
- キ) 自動販売機は、現状より増やさないようにし、設置場所は道路境界より原則として、50cm以上下げましょう。
- ク) 街路灯・電柱類には、広告物やはりがみ類を貼りつけさせない様にしよう。
- ケ) ブロック塀、ネットフェンスは、できる限り設置しないようにしましょう。
- コ) 広告物・屋外設置物類のサビや破損などの点検管理を行い、美観の維持と増進に努めるように努力しましょう。
- カ) その他屋外へ騒音や臭気をだす恐れのあるものは、設置しません。

(協定の変更及び廃止)

第10条 委員会は、協定内容・協定区域等を変更又は廃止しようとする場合、総会における協定者の3分の2以上の合意をもってその旨を定め、宮田村経由で長野県知事に届けるものとする。

(協定の効力)

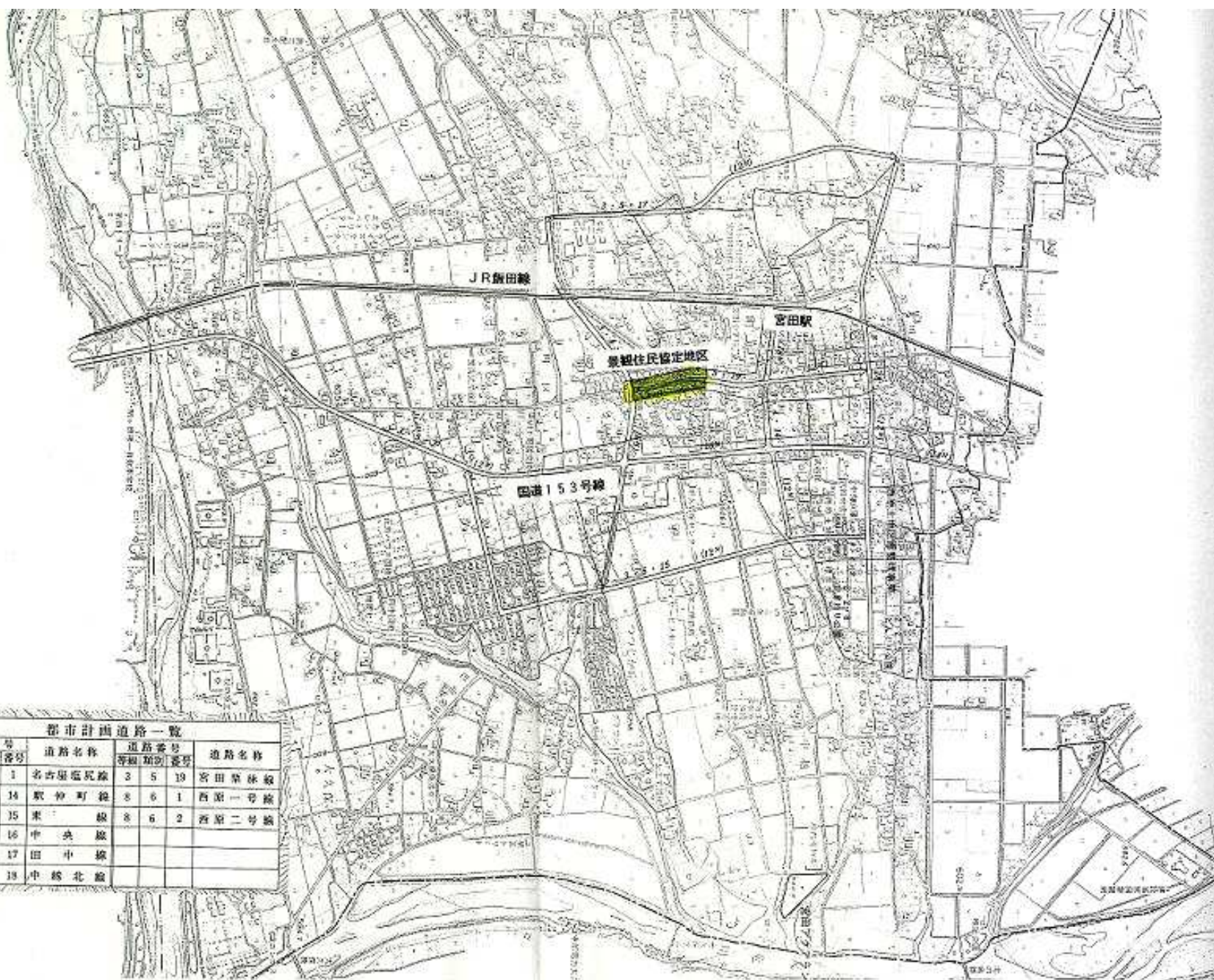
第11条 この協定は、締結された日以降において協定区域内の土地所有者並びに建物所有者及び賃借権者になった者に対しても協力を求めるものとし、新たにこれらの権利者になった者にも引き継ぐこととします。

(委員会への委任)

第12条 この協定に規定するもののほか、必要な事項や協定内容等に疑義が生じた場合は、委員会において決定します。

(附 則)

- 1、この協定は、平成 9 年 1 月 1 日より施行します。
- 2、この協定書は、協定者全員に配布するものとする。



都市計画道路一覧

道路番号 系統 類別 番号	道路名称	道路番号 系統 類別 番号	道路名称
3 5 1	名古屋塩尻線	3 5 19	宮田塩尻線
3 4 14	歌神町線	8 6 1	西原一号線
3 5 15	東一線	8 6 2	西原二号線
3 4 16	中央線		
3 5 17	田中線		
3 5 18	中越北線		